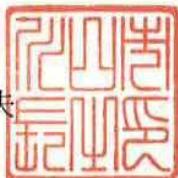


川障発第491号
令和2年7月29日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

川口市長 奥ノ木 信夫



公の施設の指定管理者監査結果に対する措置について

令和2年2月28日執行の公の施設の指定管理者監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

① 事業計画書及び事業報告書について

指定管理者において、年度開始前に事業計画書を提出しておらず、また、年度終了後に提出された事業報告書においても内容が不十分であることから、所管課においては、適正な事務処理が行われるよう指定管理者に対する指導、監督を行われたい。

講じた措置の内容

令和元年度しらゆりの家指定管理者管理運営業務委託に係る事業報告書の提出にあたっては、内容を精査いたしました。

また、令和2年度しらゆりの家指定管理者管理運営業務委託に係る事業計画書を受付けいたしました。



令和2年7月29日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

社会福祉法人 みぬま福祉会
理 事 長 高橋 孝雄



公の施設の指定管理者監査結果に対する措置について

令和2年2月28日執行の公の施設の指定管理者監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1、指摘事項

①事業計画書及び事業報告書について

指定管理者において、年度開始前に事業計画書を提出しておらず、また、年度終了後に提出された事業報告書においても内容が不十分であることから、川口市短期入所施設の管理に関する協定書に基づき適正に執行されたい。

講じた措置の内容

令和元年度しらゆりの家指定管理者管理運営業務委託に係る事業報告書の提出にあたっては、内容を改め提出いたしました。

また、令和2年度しらゆりの家指定管理者管理運営業務委託に係る事業計画書を作成し、提出いたしました。